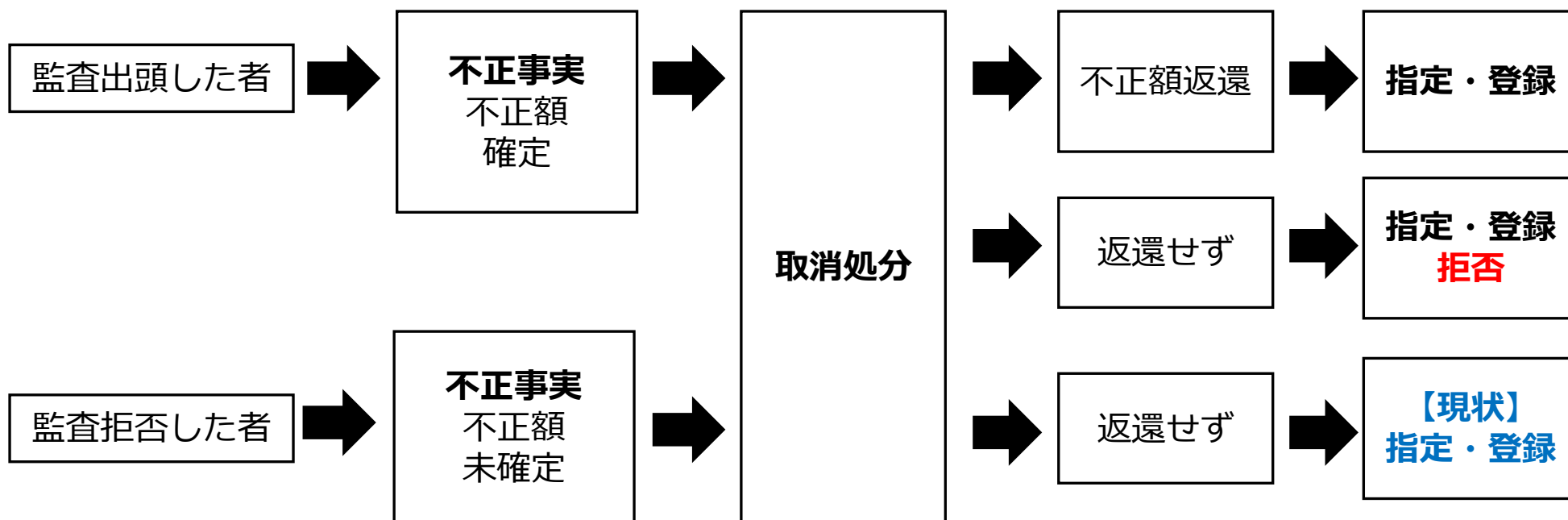


# 監査拒否事案への対応について

## 背景

- 監査の実施を通知するも監査不出頭を繰り返し、「監査拒否」として指定（登録）取消処分となる事例が発生している。（健康保険法第80条第5号、同法第81条第2号）
- 監査拒否の場合は、本来返還されるべき不正請求金額が確定しないことから、保険者は診療報酬の返還を受けることができない。さらに、監査を受け取消処分となった機関は、不正請求、不当請求に係る返還金を納付していない場合、取消処分の日から5年経過した後も再指定を受けることはできない一方、監査拒否により取消処分となった機関は、不正請求、不当請求した診療報酬を返還することなく、取消処分の日から5年経過すれば再指定を受けることが出来るため、著しく不均衡となっている。



## 検討の方向性

- 健康保険法第65条第3項及び第71条第2項において、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長を含む）による指定（登録）の拒否事由として、「保険医療機関又は保険薬局として著しく不相当と認められるものであるとき」等が列記されている。
- 「著しく不相当と認められるもの（者）」としては、「国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正について」（平成10年7月27日付け老発第485号・保発第101号厚生省老人保健福祉・保険局長連名通知。以下「連名通知」という。）において具体的に定められている。
- 監査の実効性を担保するとともに、適切な保険診療が行われる環境を整備するため、保険医療機関等としての指定（登録）を拒否できる「著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」として、連名局長通知で定められているものに加えて、医療機関等が監査拒否等により返還金が確定していないときを定める（通知案の詳細は別紙）。